

京都橘中学校・高等学校 防災気象警報発令時と交通機関不通時の措置に関する規程

(目的)

第1条 この細則は、非常変災や交通機関の事故等により通学が困難となった場合における本校の措置について定める。

(防災気象情報等)

第2条 気象警報等が発令された時の措置は以下の通りとする。

- (1) 京都府南部の3地域(京都・亀岡、山城中部、山城南部)に「レベル4 危険警報」または「暴風警報」が発令されている場合は次の措置をとる。
午前6時の時点で、気象庁が上記警報を発令している場合は、登校を見合わせる(午前6時時点での最新の時刻を基準とする)。特に、「レベル4 危険警報」が発令されている場合は、危険な場所から避難し、安全を確保する。
午前6時以降に警報が解除された場合は直ちに登校する。解除された時刻から2時間を目安に授業を開始する。その際通常時間割にしたがって授業を実施することを原則とする。
午前9時の時点で、気象庁が上記警報を発令している場合は、臨時休校とする。
- (2) 「レベル4 危険警報」または「暴風警報」が、自己の居住地域に発令されている場合は、上記(1)に準じて行動する。その際、授業が欠けた分は公欠(公認欠席・公認欠課)とする。
- (3) 上記以外の「レベル3 警報」(大雨警報、大雪警報等)が発令された場合は、原則として通常通り授業を行うが、通学が不可能な状況にある場合は自宅で待機する。その生徒について授業が欠けた分は、公欠とする。
- (4) 大地震・風水害等の非常変災により通学が困難となった場合の措置については、災害の状況に応じて、校長が判断する。
- (5) 避難指示が出ている(「レベル5 特別警報」または「レベル4 危険警報」が発令されている)地域に居住している教職員・生徒は出勤・登校せず、直ちに命を守る行動をとり、周囲の状況に応じて、身の安全を確保する。生徒について授業が欠けた分は、公欠とする。

(交通機関)

第3条 交通機関が不通となった場合の措置は、以下の通りとする。

- (1) JR、近鉄電車、京阪電車、京都市地下鉄の各交通機関が事故、ストライキ、気象条件等で不通となった場合は、次の措置とする。
 - ① 自分の乗車する路線が不通の場合は、可能な限り他の交通機関を利用して登校する。
 - ② 登校した生徒の状況を見て、学校が授業開始時刻の判断を行う。授業を開始した場合に、登校が不可能な状況にあり授業が欠けた生徒については、公欠扱いとする。
 - ③ 午前9時をすぎても上記交通機関のすべてが不通の場合、もしくはすべてが不通でなくとも授業の実施が困難と判断される場合は、臨時休校とする。
- (2) 上記以外の交通機関が不通の場合は通常授業を行うが、登校が不可能な状況にあり授業が欠けた生徒については、公欠扱いとする。

附則 本規程は2026年5月29日(気象庁の新たな防災気象情報運用開始日)より施行する。

【参考：気象情報の定義(2026年5月～)】

レベル5 特別警報

重大な災害の起こるおそれが著しく大きい状況(氾濫特別警報含む)。

レベル4 危険警報

重大な災害が起こるおそれが大きい危険な状況(従来の上砂災害警戒情報等)。

レベル3 警報

重大な災害が起こるおそれがある状況(大雨警報等)。